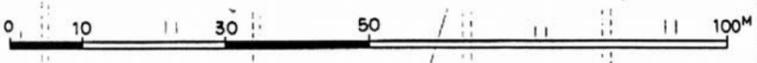


上富良野パークゴルフ場一般平面図
S=1/500



コース表

アカエゾコース			十勝岳コース			ラベンダーコース		
コース	距離m	バー	コース	距離m	バー	コース	距離m	バー
1	60.0	3	1	70.0	4	1	50.0	4
2	30.0	3	2	30.0	3	2	35.0	3
3	90.0	5	3	95.0	5	3	45.0	4
4	35.0	3	4	32.0	3	4	85.0	5
5	45.0	3	5	55.0	4	5	45.0	3
6	70.0	4	6	40.0	3	6	55.0	3
7	40.0	4	7	65.0	4	7	40.0	3
8	60.0	4	8	45.0	3	8	65.0	4
9	65.0	4	9	65.0	4	9	60.0	4
計	495.0	33	計	497.0	33	計	480.0	33

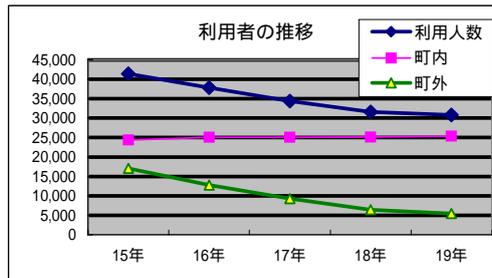


年度	平成 12 年度
路線名	
工事名	上富良野パークゴルフ場建設工事
図面名	計画平面図
縮尺	1:500 図面番号
設計年月	平成 年 月
上富良野町役場	

上富良野パークゴルフ場の運営状況 (平成15年度から)

パークゴルフ場利用者推移

	利用人数	町内	町外	沿線住民 利用人数
15年	41,407	24,363	17,044	
16年	37,869	25,080	12,789	
17年	34,378	25,073	9,305	
18年	31,598	25,124	6,474	
19年	30,843	25,383	5,460	内 868



利用券別推移(町内)

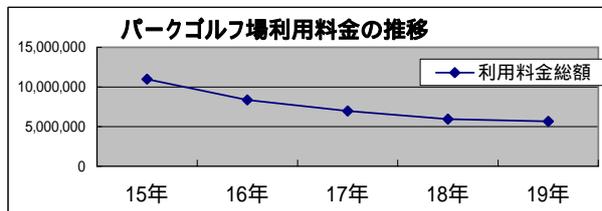
	1日券		シーズン券		回数券	団体大会利用
	高校生以下	18歳以上	身障者	一般		
15年	289	1,755	284	14,926	4,061	3,048
16年	101	1,388	1,095	18,153	4,343	
17年	202	1,505	1,772	17,890	3,704	
18年	214	1,185	1,733	17,774	4,218	
19年	169	1,319	1,464	18,757	3,674	

利用券別推移(町外)

	1日券		シーズン券		回数券	団体大会利用
	高校生以下	18歳以上	身障者	一般		
15年	192	12,372				4,480
16年	147	6,282		633	5,727	
17年	213	4,850		464	3,778	
18年	130	3,780	0	187	2,377	
19年	156	3,500	6	269	1,529	

パークゴルフ場利用料金の推移

年度	利用料金総額
15年	11,000,600
16年	8,376,400
17年	6,976,500
18年	5,943,500
19年	5,673,000



町内者利用料金の推移

年度	1日券高校生以下	1日券一般	回数券	身障シーズン券	一般シーズン券	団体券		
15年	28,900	443,700	1,158,000		1,720,000	277,500		
16年	9,100	321,900	952,200		1,750,000			
17年	20,300	339,300	865,600		1,820,000			
18年	21,400	445,200	645,000	126,000	2,000,000			
19年	16,800	452,700	735,000	140,000	1,940,000			

*団体兼は、16年度から廃止した。

町外者利用料金の推移

年度	1日券高校生以下	1日券一般	回数券	身障シーズン券	一般シーズン券	団体券		
15年	28,800	6,150,500				896,000		
16年	22,800	2,990,000	1,984,800		135,000			
17年	32,100	2,426,500	1,167,300		60,000			
18年	19,500	1,860,000	558,000		45,000			
19年	23,700	1,596,000	441,000		75,000			

*団体兼は、16年度から廃止した。
*用具貸しは、町内に合算計上した。

年度	利用料金別町内外合計の推移						
	1日券高校生以下	1日券一般	回数券	身障シーズン券	一般シーズン券	団体券	
15年	57,700	6,594,200	1,158,000	0	1,720,000	1,173,500	
16年	31,900	3,311,900	2,937,000	0	1,885,000		
17年	52,400	2,765,800	2,032,900	0	1,880,000		
18年	40,900	2,305,200	1,203,000	126,000	2,045,000		
19年	40,500	2,048,700	1,176,000	140,000	2,015,000		

年度	売店・自動販売機使用料	指定管理収支報告				
		収入		支出		差引
		利用料	管理料	管理経費	収支決算	
18年	258,002	5,943,500	4,720,000	10,351,311	570,191	
19年	314,476	5,673,000	4,500,000	9,386,553	1,100,923	
20年			4,300,000			

施設にかかる利用料金体系

別表2（第9条関係）

パークゴルフ場使用料の範囲			
使用区分		使用者区分	
		町内在住者	町外在住者
高校生以下	一日券	100 円以内	150 円以内
	一日券	300 円以内	500 円以内
一般	回数券（15 枚）	3,000 円以内	4,500 円以内
	シーズン券	10,000 円以内	15,000 円以内
用具貸出 （クラブ・ボール1セットにつき）		200 円以内	

- 備考 1 シーズン券の有効使用期間は、当該年の使用開始の日から使用終了の日までの間とする。
- 2 用具貸出は、クラブ及びボール1つずつを1セットの単位とし、いずれかの場合は1セットとして扱う。

別表3（第9条第2項関係）

第6条第1項の行為の許可による使用料		
単位	期間	金額
面積 1 m ²	1 月	1,575 円
	1 日	84 円

- 備考 1 面積 1 m²未満の端数は、1 m²とみなす。
- 2 電気設備又は水道設備を使用した場合の使用料の額は、本表の使用料の額に電気若しくは電力料金又は水道料金に相当する額を加算した額とする。

パークゴルフ場職員管理運営業務処理要綱

- 1 上富良野町パークゴルフ場の管理及び運営に関する業務は、この要綱に基づき実施するものとする。
- 2 この要綱は、業務処理の大要を示すものであるが、この要綱に定めのない事項であっても、協定書及び仕様書の範囲内において実施するものとする。
- 3 開設期間は、仕様書の定める期間とする。
定休日は定めないが、天候の状況(強い雨、風、雷等)により、一時使用を中止することがある。
- 4 開設時間は、午前 6 時 00 分から日没までを基本とするが、利用者の状況に応じて、時季により変更することができる。受付の終了時間は、コース終了時間の 1 時間前とする。
- 5 受付事務の従事者数は常時 1 名とする。
- 6 作業員及び受付事務員は、清潔な服装を着用し、名札をつけて勤務することとし、来客、問い合わせ等に対する態度及び言動に充分留意するとともに事故防止に努めるものとする。
- 7 管理運営業務の内容
 - ・作業員の主な業務
 - ア オープン前に樹木・表示板・ベンチ・大型東屋の冬囲いの取り外しをする。
 - イ コース内にスタート台・ホールカップ・フラッグ・バンカーレーキ・防球ネット・灰皿等を設置する。
 - ウ 芝の維持管理作業として、芝刈り・施肥・散水・除草・目土散布・防除等をする。
 - エ コース内の樹木・花壇の剪定及び花壇の草取りをする。
 - オ 物置の機械器具等の整理整頓と大型東屋の清掃及び使用する機械・工具等の始業点検をし、使用後は整備する。
 - カ 作業日誌を作成し、月初めに提出する。
 - キ 隣接する日東コミュニティ広場(別紙 ゲートボール場のフェンス外側)の草刈り及び屋外トイレの清掃とトイレトペーパーの補充をする。
 - ク クローズ後の後片付けをする。
 - ケ 冬期間、建物屋根の雪降ろしをする。
 - コ 積雪の状況により、融雪剤を散布する。
 - サ その他、環境整備に必要な事項。
 - ・受付事務員の主な業務
 - ア 管理棟の維持管理に関すること。
 - イ 利用者の受付け業務に関すること。
 - ウ 利用料金の徴収及び利用料金の免除事務に関すること。
 - エ 利用人員集計表と利用料金集計表を作成し、翌月の 10 日までに提出すること。
 - オ その他、必要に応じて指示する事項。

上富良野町パークゴルフ場

指定管理業務の仕様書

平成20年10月 1日起

上 富 良 野 町

パークゴルフ場の管理運営委託業務仕様書

上富良野町パークゴルフ場の指定管理者が行なう業務の内容及びその範囲等は、関係法令によるほか、この仕様書によるものとする。

1 趣旨

本様書は、上富良野町パークゴルフ場の指定管理者が行なう業務の内容及び履行方法について定めることを目的とする。

2 上富良野町パークゴルフ場の管理運営に関する基本的な考え方

(1) この施設設の性格

上富良野町パークゴルフ場は、町民の健康増進とスポーツ振興を目的として設置され、多くの利用者が町内外を問わず連日訪れ、パークゴルフを楽しみ交流を深めている施設であります。

さらに、指定管理者制度導入により民間の活力を得ることで、施設をより効率よく効果的に運営が期待でき、ひいては利用者サービスの向上が期待できる施設です。

(2) 運営の方針

上記の性格を念頭に、次に掲げる項目に沿って施設の運営を行なうこと。

ア 上富良野町パークゴルフ場は、町民の健康増進とスポーツ振興を目的として設置されたことに基づき施設の運営を行なうこと。

イ 利用者や地域住民の意見や・要望を運営に反映させること。

ウ 個人情報の保護を徹底すること。

エ 効率的で効果的な運営を行なうこと。

オ 利用者には公平に接し特定の個人や団体などに、有利あるいは不利になるような取扱いをしないこと

3 施設の概要

(1) 名称 上富良野町パークゴルフ場

(2) 所在地 上富良野町基線北27号

(3) 施設概要

ア 供用開始 平成15年4月から

イ 面積 44,387㎡(芝生面積:34,657㎡)

ウ 施設内容 パークゴルフ場3コース(27ホール) 管理道路ほか
付属施設:管理棟(99㎡)、東屋(58㎡)、駐車場、
物置、プレハブハウス1棟、花壇

4 開設期間及び開設時間

開設期間は、毎年4月29日から11月3日までとし、融雪の状況によっては上富良野町教育委員会(以下、委員会という。)と協議し拡大することができる。

定休日は定めないが、天候の状況(荒天、台風、雷等)により、一時使用を中止することがある。

開設時間は、午前6時00分から日没までを基本とするが、季節により変更することができ、場内に解説を掲示する。受付の終了時間は、コース終了時間の1時間前とする。

5 指定期間（予定 議決事項）

平成21年4月1日から平成24年3月31日まで（3年間）とする。

ただし、管理を継続することが妥当でないとき、指定管理者の指定を取り消すことがある。

（指定期間は、議会の議決事項であるため、議決をもって確定する。）

6 法令等の遵守

上富良野パークゴルフ場の管理にあたっては、本仕様書のほか、次の各項に掲げる法令に基づかなければならない。

（1）地方自治法（昭和22年法律第67号）

（2）上富良野町パークゴルフ場の設置及び管理に関する条例

（平成14年9月25日条例第18号）

（3）上富良野町個人情報保護条例（平成13年上富良野町条例第1号）

（4）上富良野町情報公開条例（平成13年上富良野町条例第1号）

（5）上富良野町行政手続条例（平成9年上富良野町条例第6号）

指定期間中に上記法令に改正があったときは、改正された内容を仕様とする。

7 指定管理者が行なう業務内容

（1）施設の運営は、利用料金及び町からの管理経費をもって運営することを基本とする。

（2）職員に関すること

ア 施設の管理運営業務を行なう主任者を1名配置するほか、受付には1名以上の従事者を常に置くこと。なお、職員採用にあつては、上富良野町内に住所を有する者を優先すること。特別の事情については、その都度協議する。

イ 職員の勤務形態は、施設の管理運営に支障ないよう定めること。

エ 施設の管理運営に必要な人員は、指定管理者において配置する。

芝生の生育管理などを行うため、造園施工技術者など専門的な知識及び技術を要するものを配置する。ただし、自ら配置することが困難なときは、委員会の承認を得て業務能力を有するものに委託することが出来る。

ウ 作業員及び受付事務員は、清潔な服装を着用し、名札をつけて勤務することとし、来客、問い合わせ等に対する態度及び言動に充分留意するとともに事故防止に努めるものとする。

オ 施設管理作業員の主な業務は次のとおりとする。

オープン前には、樹木・表示板・ベンチ・大型東屋の冬囲いの取り外しを行なう。コース内にスタート台・ホールカップ・フラッグ・バンカーレーキ・防球ネット・灰皿等の設置を行なう。

芝の維持管理は、別紙1「芝維持管理仕様書」及び別紙2「芝維持管理作業日程表」により適期に作業を行なう。

コース内の樹木・花壇の植栽・剪定及び花壇の草取りを行なう。

物置の機械器具等の整理整頓と大型東屋の清掃及び使用する機械・工具等の始業点検をし、使用後は整備を行なう。

作業日誌を作成し、保管を行なう。

クローズ後には、樹木・表示板・ベンチ・大型東屋の冬囲いを行なう。

コース内にスタート台・ホールカップ・フラッグ・バンカーレーキ・防球ネット・灰皿等の格納を行なう。

冬期間、建物屋根の雪降ろしを行なう。
積雪の状況により、コースに融雪剤の散布を行なう。
その他、施設の維持管理に必要な業務を行なう。

- カ 受付事務員の主な業務は次のとおりとする。
管理棟の清掃など維持管理を行なう。
利用者の受け付け業務を行なう。
利用料金の徴収及び利用料金の免除事務を行なう。
利用人員集計表と利用料金集計表を作成し、保管を行なう。
その他、受付事務に必要な業務を行なう。

(3) 施設及び設備に関すること。

- ア 特に事情のない限り、施設が正常に利用できる状態を維持する。
イ 施設の建物、工作物及び物品の修理は、指定管理者の負担において行うこととする。
ただし、施設の更新及び大規模修繕については、計画書を作成し、委員会と協議する。
ウ 施設の維持管理に必要な消耗品、物品の購入及び支払いに関すること。
エ 光熱水費（電気料、上下水道料）及び燃料代等支払いに関すること。

(4) 利用料金の収受に関すること。

(5) シーズン券の販売に関すること。

(6) 指定期間内の施設使用料は、無償とする。

(7) 利用者の安全対策、救命救急対応、個人情報の保護等について職員の研修を行い適切な体制整備を図ること。

8 経理・運営状況および収支状況報告等

(1) 利用料金収入等の取り扱い

施設の管理・運営にあたっては、地方自治法第244条の2第8項の規定に基づく「利用料金制」を採用する。よって、指定管理者は上富良野町の設置及び管理に関する条例第14条で規定する利用料金を収入として収受し、施設の管理運営費に充てる。従い施設の利用を促進し、収入の確保を図る必要がある。

また、利用料金以外の人的サービス及び物販等に係る料金は、別途指定管理が定め収入とすることが出来る。

(2) 利用料金の減額及び免除

上富良野町の設置及び管理に関する規定により、あらかじめ委員会の定めた基準に従い、利用料金を減額又は免除することが出来る。

(3) 運営状況および収支状況の報告

ア 運営状況報告：施設の運営状況を「上富良野町パークゴルフ場運営状況報告書」（別記様式第1号）により、翌月の10日まで報告すること。

イ 収支状況報告書：施設の収支状況を「上富良野町パークゴルフ場収支状況報告書」（別記様式第2号）により、事業年度終了後30日以内に事業報告を添付して委員会へ報告すること。

(4) 自己評価の報告

指定管理者の指定申請時に提出の業務計画書及び管理運営に関する収支計画書の相対した自己評価を行い、「管理運営に関する自己評価調査」（別記様式第3号）により、毎事業年度終了後30日以内に町へ報告すること。

(4) 経理規定

指定管理者は、経理規定を策定し、経理事務を行なうこと。

(5) 立入検査

委員会は、必要に応じて、施設、物品、各種帳簿等の現地検査を行なうこととする。

9 物品の貸与及び帰属等

- (1) 町の所有に属する備品等については、無償で貸与する。ただし、それに係る保険費用並びに修理費用及び更新は指定管理者の負担とする。なお、貸与備品等は、指定管理業務終了後において点検整備のうえ返却すること。
- (2) 指定管理者が指定期間中に管理運営経費により購入した備品等は、町の所有に属するものとする。
- (3) 指定管理者が、管理運営費によらないで購入または調達した備品等は指定管理者の所有に属するものとする。

10 指定期間満了後の事務引継ぎ

指定管理者は、その指定期間満了時において、次期指定管理者が円滑且つ支障なく施設の管理運営業務を遂行できる様に、引継ぎを行なうこととする。

11 事業の継続が困難となった場合の措置

- (1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合の措置として、委員会は指定管理者の指定を取り消すこととする。この場合町に生じた損害は指定管理者が賠償することとする。また、次期指定管理者が円滑、かつ、支障なく施設の管理運営業務を遂行できるように、引き継ぎを行なうものとする。
- (2) その他の事由により事業の継続が困難となった場合の措置
災害その他の不可抗力、町協議が整となわれない場合は、指定管理者の協定を解除できるものとする。また、次期指定管理者が円滑且つ支障なく施設の管理運営業務を遂行できるように引継ぎを行なうものとする。
- (3) 施設の管理運営上のリスク対応
施設運営上の瑕疵に原因があって事故が発生した場合に対応するため、指定管理者はリスクに応じた保険に加入すること。

12 原状回復

指定管理者は、指定期間の満了、指定が取り消された場合、協定を解除された場合は、委員会の指示に基づき、施設を現状に復して引き渡さなければならない。ただし、指定管理者が委員会の承諾を得て行なった箇所、委員会が行なった機能向上の箇所及び委員会が特に必要であると認める箇所については、この限りでない。

13 その他

本仕様書に記載のない事項については、委員会と協議を行なうこと。

上富良野町パークゴルフ場芝維持管理仕様書

パークゴルフ場は、常に良好な状態に保ち、来場者が楽しくプレーできる施設づくりを行なう。

1 刈込み（芝の分けつを促進して、芝密度を高め芝の節間を短くする。）

・芝の刈込み高さ

- ・春、夏、秋 グリーン 2 cm程度、ラフ 10 cm以上、フェアウェイ 3 cm程度
- ・10月から グリーン 2 cm程度、ラフとフェアウェイ 3 cm程度

・芝の刈込みは、5月から10月まで成長するのでグリーンとフェアウェイは2日に1回は刈込みをする。

- ・ラフは、1週間に1度以上は刈込みをする。
- ・特に、6から8月は生育が旺盛なので刈込み回数を増やす。
- ・刈り取った芝は、除去し集積処理をする。
- ・芝が雨などで濡れているときは、刈込みは極力やめる。
- ・草刈機械の刃が切れなくなると、切り口が乱雑になり見栄えも悪くなり病気にもなりやすいので、刈り刃を研磨して良好な状態で刈り取りをする。
- ・降雪前には、雪腐れ予防のため芝を短く刈り込みをする。

2 目土かけ（芝面の凹凸を無くして、新芽が成長しやすい環境を作る。）

- ・目土を散布して、レーキなどで芝の根元にすり込むようにする。
- ・目土掛けは、必ず芝を刈り込んだ後で作業をする。

3 施肥の仕方（葉の成長や根の張りをよくし、芝の密度を高める。）

- ・芝の状態を見て、少量ずつ適期に平均に散布し肥料やけに注意をして施肥する。
- ・高度化成肥料は1㎡あたり約30グラム、普通化成肥料と有機肥料は1㎡あたり約50グラムを目安として施肥します。
- ・肥料散布の準備作業は、芝生の外で行う。

4 除草（雑草の繁殖は、芝生を退化させる。）

- ・クローバー、タンポポ、大王など雑草を発見した場合は、フォークなどで抜き取る。
- ・除草剤を散布する場合は、薬品の説明に従い用法容量等に注意して適切に使用する。
- ・除草剤を使用した場合は、利用者に知らせて安全に配慮する。

5 水やり（生育期には、多くの水を必要とする。）

- ・水やりを頻繁に行なうと、地表近くで水を吸収することとなり根浅になり干ばつなどに耐えられなくなり枯れてしまうので、水のやりすぎに注意をする。
- ・降水がなく高温が続くとき又は日中は、土も高温になり温水となるので日の出前か日没後の土が冷えているときに行なう。

6 芝生がはげてくる場合

- ・人が歩く場所は決まってくるので、状況を見てプランターを置くなど同じ場所を通らないように処置をする。
- ・完全に芝が枯れた場合は、種を蒔く、又は、張り芝をして補修をする。

パークゴルフ場芝維持管理作業日程表

	4月			5月			6月			7月		
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬
施肥		適時 堆肥 化成肥料			→	化成肥料	→					
散水							適時	→				→
除草					散布 (人力・機械)	→						→
目土					必要の都度適時	→			→			
芝刈込み			グリーン 2cm フェアウェイ3cm ラフ 10cm	→								→
防除					病害虫防除	→						→
その他	融雪剤散布 除雪・屋根の雪 下ろし	オープン準備 冬囲いの撤去 機械点検整備									芝路圧 擦り切れ部分に 芝播種	

	8月			9月			10月			11月		
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬
施肥				化成肥料	→		→					
散水	適時	→	→									
除草	散布 (人力・機械)	→										→
目土		必要の都度適時	→				→					
芝刈込み	グリーン 2cm フェアウェイ3cm ラフ 10cm	→				→	降雪前短く刈込み グリーン 2cm 全面 3cm	→	→			
防除	病害虫 対策	→							→	雪腐れ防除		
その他		芝路圧 擦り切れ部分に芝 播種						芝路圧 擦り切れ部分に芝 播種		冬囲い、越冬準備		

パークゴルフ場収支状況報告書

平成 年度 月分

指定管理者名

収 入			支 出		
区 分	金 額	備 考	区 分	金 額	備 考
管 理 料			人 件 費		
利 用 料			業 務 諸 費		
そ の 他					
合 計			合 計		

(注) 1 「事業収入」については、科目ごとに備考欄に記入のこと。

2 「業務諸費」については、備品費、修繕費、設備費（資産の取得にかかわるもの）等を備考欄に記入のこと。

3 事業報告書、損益計算書、貸借対照表、財産目録、余剰金処分計算書を添付すること。

上富良野町パークゴルフ場の管理運営に関する自己評価調書

評価の方法は、1項目につき5点満点とし、次のとおりとします。(評価項目14項目)

5点	協定等で定めた水準以上の取り組み及びサービスが実施及び提供されていて、独自の新たなサービスが提供されたもの。
4点	協定等で定めた水準以上の取り組み及びサービスが実施及び提供されたもの。
3点	協定等で定めた水準の取り組み及びサービスが実施及び提供されたもの。
2点	協定等で定めた取り組み及びサービスが、一部について実施及び提供されていないもの。
1点	協定等で定めた取り組み及びサービスが、多くの業務について実施及び提供されなかったもの。

【業務計画に対する評価】

評価項目	評価点数	評価の意見、考え方、改善策等
1 管理運営を行うに当たっての方針について		
2 安全安心面から、管理運営の具体策など特徴的な取り組みについて		
3 施設の管理について		
(1) 職員の配置について		
(2) 職員の研修計画について		
(3) 経理について		
4 施設の運営について		
(1) 自主事業計画について		
(2) サービス向上のための方策について		
(3) 利用者等の要望把握と実現策について		
(4) 利用者のトラブル未然防止と対処について		
(5) 地域の連携、他施設との連携等について		
(6) 芝の育成管理について		
5 個人情報の保護と措置について		
6 緊急対策について		
(1) 防犯、防災、救命救急について		
(2) その他、緊急時の対応について		

【収支に対する評価】

1 管理運営に関する収支計画について		
(1) 収入について		
(2) 支出について		

パークゴルフ場管理運営業務 積算内訳

開設期間 2008/04/29 ~ 2008/11/3

資料 6

科目	名称	内容	数量	単位	単価	金額	備考
人件費	軽作業員	開設準備					
		(4/29 ~ 11/3) 06:00 ~ 18:00					
	事務員	(4/29 ~ 11/3) 06:00 ~ 18:00					
	コース作業員	15人 × 30W × 8.0h					
	社会保険料					14.0%	
	労災保険料					1.50%	
人件費計							
需用費	消耗品	肥料 堆肥、化成肥料					
		芝種子					
		農薬・除草剤					
		車両等消耗品					
		利用券ホルダー					
		携帯用鉛筆					
		管理棟消耗品					
		作業機械消耗品					
		小計					
	燃料費	ガソリン					
		混合油					
		軽油					
		灯油					
		小計					
	光熱水費	電気料(オンシーズン)					
		電気料(オフシーズン)					
		上下水道料					
	小計						
修繕費	作業用機械修繕費						
	施設修繕費						
	小計						
印刷費	パンフ、スコアカード、利用券等						
	小計						
需用費合計						0	
役務費	通信費	電話料(オンシーズン)					
		電話料(オフシーズン)					
需用費合計						0	
使用料及び賃借料	NHK受信料						
	プレハブ賃借料						
	軽トラック賃借料						
使用料合計						0	
原材料費	黒土						
	目土用黒土						
原材料費合計						0	
合計							

上富良野町パークゴルフ場の設置及び管理に関する条例

平成 14 年 9 月 25 日 条例第 18 号

改正

平成 16 年 3 月 22 日 条例第 15 号

平成 17 年 9 月 20 日 条例第 25 号

平成 20 年 6 月 19 日 条例第 17 号

上富良野町パークゴルフ場の設置及び管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、上富良野町パークゴルフ場(以下「パークゴルフ場」という。)の設置及び管理に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(名称及び位置)

第2条 パークゴルフ場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
上富良野町パークゴルフ場	空知郡上富良野町基線北 27 号

(管理)

第3条 パークゴルフ場は、上富良野町教育委員会(以下「委員会」という。)が管理する。

(使用許可)

第4条 パークゴルフ場を使用しようとする者は、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。

2 委員会は、次の各号の一に該当するときは、使用条件の変更、使用の停止又は使用許可の取消しをすることができる。

- (1) この条例の規定又は使用の目的に違反したとき。
- (2) 災害、その他の事故により使用できなくなったとき。
- (3) 公益上等の理由で委員会がやむを得ないと認めたととき。

(使用の制限)

第5条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設の使用を拒否し、又は施設の使用者に退去を命じることができる。

- (1) 秩序を乱し、公益を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設及び設備器具を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 前各号のほか、パークゴルフ場の管理上特に支障があると認められるとき。

(行為の制限)

第6条 パークゴルフ場において行商、その他これに類する行為をしようとする者は、委員会の許可を受けなければならない。

- 2 前項の規定により許可を受けた者が、許可を受けた事項の変更をしようとするときは、あらかじめ委員会に変更の許可を受けなければならない。
- 3 委員会は、第1項の行為がパークゴルフ場の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、前2項の許可を与えることができる。
- 4 委員会は、第1項又は第2項の許可にパークゴルフ場の管理上必要な範囲で条件を付することができる。

(目的外使用の禁止)

第7条 使用者は、許可を受けた目的以外にパークゴルフ場を使用し、その全部若しくは一部を転貸し、又はその権利を他に譲渡してはならない。

(使用の期間等)

第8条 パークゴルフ場の開設は、[別表1](#)で定める範囲内とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員会が管理運営上特に必要があると認めるときは、パークゴルフ場の開設期間及び使用時間を変更することができる。

(使用料)

第9条 パークゴルフ場を使用する者(以下「使用者」という。)は、[別表2](#)に定める使用料を納付しなければならない。

- 2 第6条第1項の許可を受けてパークゴルフ場を使用する者は、[別表3](#)に定める使用料を納付しなければならない。
- 3 使用料は、使用許可の当日までに納付しなければならない。

(使用料の減免)

第10条 委員会は、委員会規則に定める基準により使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第11条 すでに納付した使用料は、還付しない。ただし、次の各号の一に該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 不可抗力によって使用できなくなったとき。
- (2) 委員会が使用の許可を取り消したとき。
- (3) 使用者が使用しなくなったとき又は使用を変更した場合において委員会が還付することを適当と認めたとき。

(指定管理者による管理の代行等)

第12条 委員会は、法第244条の2第3項の規定に基づき、パークゴルフ場の管理を法人その他の団体であって町長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

- 2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合(以下単に「指定管理者に管理を行わせる場合」という。)においては、第4条から第6条、第15条及び第17条中「委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替え、本条例(第9条から第14条までを除く。)中「使用」とあるのは「利用」と読み替えるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第13条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) パークゴルフ場の利用許可に関する業務
- (2) パークゴルフ場の利用料金の徴収に関する業務
- (3) パークゴルフ場の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) 前各号に掲げるもののほか、パークゴルフ場の管理に関して委員会が必要と認める業務

(利用料金)

第14条 指定管理者に管理を行わせる場合において、利用者は、パークゴルフ場の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者に前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、後納とすることができる。

- 2 利用料金の額は、第9条に定める使用料の額の範囲内において、指定管理者があらかじめ委員会の承認を受けて定めるものとする。その額を変更するときも、同様とする。
- 3 委員会が適当と認めるときは、利用料金は、法第244条の2第8項の規定に基づき、指定管理者の収入として收受させることができるものとする。
- 4 指定管理者は、委員会が定める基準により、利用料金を減額し、又は免除することができる。
- 5 指定管理者は、既に納入された利用料金は、還付しない。ただし、委員会の定める基準により、その一部又は全部を還付することができる。
- 6 第3項の規定により、利用料金を指定管理者の収入として收受させる場合には、第10条及び第11条の規定は適用しない。

(特別の設備)

第15条 パークゴルフ場に特別の設備を設置しようとする者は、第6条第1項又は第2項の許可申請にあわせて委員会にその許可を受けなければならない。

- 2 使用者は、パークゴルフ場の使用を終ったときは、直ちに前項の許可を受けて設置した設備を撤去しなければならない。

(原状回復の義務)

第16条 使用者は、使用を終ったとき又は第4条第2項の規定により使用の許可を取り消され若しくは使用を停止されたときは、速やかに原状に復さなければならない。

(損害賠償)

第17条 使用者は、故意又は過失によって、パークゴルフ場の施設設備等をき損し、若しくは滅失したときは、これを原状に修復し、又はその損害額を賠償しなければならない。ただし、委員会がやむを得ない事由があると認めるときは、委員会はこの額を減額又は免除することができる。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成15年4月1日から施行する。
(議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例の一部改正)
- [議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例](#) (昭和62年上富良野町条例第20号)の一部を次のように改正する。
第2条に次の1号を加える。

(30) パークゴルフ場

附 則 (平成16年3月22日条例第15号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年9月20日条例第25号)

(施行期日)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年6月19日条例第17号)

この条例は、平成20年7月1日から施行する。

別表1 (第8条関係)

パークゴルフ場の開設期間及び使用時間

開設期間	4月29日から11月3日まで
使用時間	午前6時から日没まで

備考 開設期間及び開設時間は、施設内に表示する。

別表2 (第9条関係)

パークゴルフ場使用料金の範囲

使用区分		使用者区分	
		町内在住者	町外在住者
高校生以下	一日券	100円	150円
一般	一日券	300円	500円

	回数券(15枚)	3,000円	4,500円
	シーズン券	10,000円	15,000円
用具貸出(クラブ・ボール1セットにつき)		200円	

- 備考 1 シーズン券の有効使用期間は、当該年の4月29日から11月3日までの間とする。
- 2 用具貸出は、クラブ及びボール1つずつを1セットの単位とし、いずれかの場合は1セットとして扱う。
- 3 別表1に定める開設期間以外の使用料金の範囲は、1日券及び用具貸出のみとする。

別表3(第9条関係)

第6条第1項の行為の許可による使用料

単位	期間	金額
面積1㎡	1月	1,575円
	1日	84円

- 備考 1 面積1㎡未満の端数は、1㎡とみなす。
- 2 電気設備又は水道設備を使用した場合の使用料の額は、本表の使用料の額に電気若しくは電力料金又は水道料金に相当する額を加算した額とする。